

通年雇用を目指す季節労働者の皆様へ

助成金制度のご案内!!



季節労働者のみなさんのスキルアップ  を応援します!!

訓練費用の **半額** を助成 ^{※1} します!!
(上限額 = 10万円)

予算がなくなり次第終了します。(先着順)

※1 協議会が指定する教育訓練を受講し、資格検定試験に合格(免許証、修了証が発行される)した場合、資格取得に要した経費の半額(上限10万円)を助成します。
対象となる経費は、入学金・受講料等に限られます。

対象となる教育訓練

介護関係

- 居宅介護職員初任者研修 ● 介護職員初任者研修

運転教習

- 準中型免許 ● 中型免許 ● 大型免許 ● 大型特殊免許
- 普通二種免許 ● 中型二種免許 ● 大型二種免許 ● けん引免許

技能講習 関係

各種技能講習・実技教習など多数【一部抜粋】

- 床上操作式クレーン運転技能講習 ● はい作業主任者技能講習
- 地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ● ショベルローダー等運転技能講習 など



厚生労働大臣が指定した教育訓練(通学または通信講座によるもの)

助成の対象者・利用申請

- ・裏面をご覧ください。
- ・受講申込前に事前相談が必要です。必ず当協議会へご相談ください。(受講後のお申込は受付けておりません。)

助成金交付申請手続き

- ・助成金交付の最終申請日は、令和8年3月3日(火)です。
(最終申請日までに合格後発行された免許証、修了証等が必要です。)
- ・最終申請日を過ぎた場合、助成金の申請は出来ません。【期日厳守】
- ・その他、詳細につきましては、協議会までお問い合わせください。



期日
厳守

対象となる訓練等、詳細についてはHPをご覧ください。

滝川通年



事業の対象となる季節労働者の方



- 1 芦別市、赤平市、滝川市、新十津川町、雨竜町 に住民登録があり、通年雇用化を望まれている方。
- 2 現在就労されている方で、雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方。
- 3 現在離職されている方で、前年度(令和6年度内)において、雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。

※ ③ は、令和6年4月1日以前に離職した方を除く。

この書類を確認 ↓ ※証明書類が必要です。

A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

B 雇用保険特例受給資格者証

C 雇用保険被保険者 離職票 - 1

C 雇用保険被保険者 離職票 - 2

②に該当する方⇒ **A**

③に該当する方⇒ **B** や **C** など

現在の状況によって、管轄するハローワーク(雇用保険適用課)への確認が必要となる場合があります。不明な点がある場合、**A** については事業所、その他については協議会に問い合わせてください。



お問い合わせ

滝川地域通年雇用促進協議会

〒073-8686 滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号
滝川市役所 産業振興課内(4 階)

T E L (0 1 2 5) 2 8 - 8 0 3 0

E - m a i l koyou@takikawa-tsunen.jp

U R L https://takikawa-tsunen.jp

8:30~17:15 (土・日曜日、祝日および12月29日~1月3日は除く)



滝川通年